

大阪YWCA大宮保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設の目的・運営方針

大阪YWCA大宮保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、キリスト教の精神に基づいた保育の中で乳幼児及び幼児の育成に励み、ひとりひとりの子どもが未来社会の良き担い手となるようにはぐくみ育てます。
- (2) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳幼児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (3) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (4) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

2 事業運営主体

名 称	社会福祉法人 大阪キリスト教女子青年福祉会
所 在 地	大阪市北区神山町11-12
電 話 番 号	06-6361-0838
代 表 者 氏 名	理事長 朝川 晃子

3 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	大阪YWCA大宮保育園
施 設 の 所 在 地	本園 大阪市旭区大宮5丁目7-15 分園 大阪市旭区大宮5丁目3-31
連 絡 先	電話番号 06-6955-5931 FAX 06-6955-5399
管 理 者	園長 宮崎 祐
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 18人 1歳児 30人 2歳児 30人 3歳児 34人 4歳児 34人 5歳児 34人

利 用 定 員	満3歳以上の児童	72人
	満1歳以上満3歳未満の児童	60人
	満1歳未満の児童	18人
開 設 年 月 日	1978年 6月 1日	
事 業 所 番 号	2710051003806	

4 施設・設備等の概要

(1) 施 設

本 園	敷 地		1135.2m ²
	園 舎	構 造	・鉄筋コンクリート造7階建 1階部分 ・鉄骨スレート葺平屋建 ・鉄筋コンクリート造瓦葺2階建（事務棟）
		延べ面積	647.13m ²
	園 庭		地上園庭 488.07m ²

分 園	敷 地		207.28m ²
	園 舎	構 造	木造瓦葺2階建 1階部分
		延べ面積	118.9m ²
	園 庭		地上園庭 88.38m ² 公園 600m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室 ほふくスペース含む	3室	ちゅうりっぷ（満0歳児クラス） つくし（満0歳児・満1歳児クラス） たんぼぼ（満1歳児クラス）
保育室	4室 分園2室	くも（満3～5才児クラス） にじ（満3～5才児クラス） ほし（満3～5才児クラス） ひかり（満3～5才児クラス） すみれ（満2歳児クラス） ひなぎく（満2歳児クラス）
調理室	1室	
事務室	1室	
相談室・多目的室	各1室	

5 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）2019年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	25	19	6	
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	5	3	1 嘱託1	栄養士と兼務
看護師	園児の健康管理に努め、園内生活での疾病に対応する。	1		1	
事務員	運営に関する庶務及び会計事務、園内諸雑務に従事する	2	1	1	
保育補助	清掃、園児の見守り等、保育士の補助的な業務を行う。	1		1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	基本の勤務時間帯（9：00～18：00）
主任保育士	基本の勤務時間帯（9：00～18：00）
保育士	基本の勤務時間帯（7：00～19：00） *シフト制
栄養士	基本の勤務時間帯（8：00～16：00）
調理員	基本の勤務時間帯（8：00～16：00）
看護師	基本の勤務時間帯（9：00～17：00）
事務員	基本の勤務時間帯（9：00～18：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります

6 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

① 食事の提供方法

自園調理で行います。

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

※但し、園外保育の際などお弁当のご用意をお願いする場合があります。

③ 食事の提供時間

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時10分頃	11時頃～	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	午前間食 11月中旬迄
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

④ アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応します。 *食物アレルギー対応マニュアル有

⑤ 管理栄養士・栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理、発達段階に応じた献立の作成を行う	3	3		調理員と兼務

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

※ 食物アレルギー対応の必要のあるお子さんは医師の診断書を提出していただきます。(入園時、及び年2回6か月毎に提出)

(3) 特色ある取り組み

一人ひとりのありのままを受けとめ、のびのびと心豊かな保育を目指します。

- ・乳児保育 家庭的な雰囲気の中で過ごせるよう心がけます。
少人数のグループで大人との信頼関係を築き、愛情豊かに受けとめます。
遊びと生活を通してのびのびと育つよう配慮します。
- ・幼児保育 異年齢たてわり保育を行っています。思いやりや憧れの気持ちが生まれ、優しい心を育てます。
地域の人とのかかわり合いや自然との触れ合いを大切に、出会いや体験を通して豊かな心を育てます。
- ・幼児保育での体験活動・行事 伝統文化の体験、ラグビー、おでかけ保育、5歳児お泊り保育、雪遊び、多文化交流プログラム、卒園児との交流、地域における異年齢児との交流、近隣の小学校との交流
- ・食育活動 夏野菜の栽培・収穫、クッキング、みそ作り、田植え・稲刈りなど。園内には実の成る木が多くあり、自然の恵みを頂いています。
- ・障がいをもつ子と共に育ち合う保育
地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基

本的な考え方として障がい児保育を行っています。

(4) その他

- ・一時預かり事業の実施

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日まで（祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）です。また、下記は休園しますので家庭保育のご協力をお願いします。

- ①夏期休園日（3日）
- ②大掃除（7月に1日、12月と3月に半日）
- ③年始 1月4日
- ⑤入園準備日（3月31日、4月1日）

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の開始に関する事項

- (1) 区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。
- (2) 入園に際して、園長または主任保育士は、入園児とその保護者に対して面接を行い、園の目的・方針・その他必要な事項を説明して、安心と信頼感をもって入園していただけるよう努めます。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

14 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

医療機関の名称	社会福祉法人真美会 中野こども病院
医院長名又は医師名	木野 稔
所在地	大阪市旭区新森 4-13-17
電話番号	06-6952-4771

(2) 歯科

医療機関の名称	松島歯科
医院長名又は医師名	松島 諒
所在地	大阪市旭区森小路 2-16-15
電話番号	06-6951-5166

(3) 耳鼻咽喉科

医療機関の名称	中村医院耳鼻咽喉科
医院長名又は医師名	中村 浩
所在地	大阪市旭区大宮 3-6-21
電話番号	06-6955-4567

16 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	福田博子
	・ご利用時間	8:30～ 18:30
第三者委員	・電話番号	06-6955-5931
	F A X	06-6955-5399
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
秋山佳子	電話番号	06-6934-1176
	民生委員	

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

17 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター） 保育園の管理下で園児の災害（負傷・疾病・障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国、園、保護者の三者負担による互助共済制度です。現在、保護者分も園が負担しています。
園児・職員事故対策共済制度（大阪市私立保育園連盟） 大阪市私立保育園連盟加入施設の園児ならびに連盟が承認した法人・施設の職員の事故に対する共済制度。園内生活中に園児・職員が被った事故による死亡及び後遺障害、又は傷害による入院および通院に対して共済給付（障害給付金、死亡見舞金）を行います。

※詳しくは、別途配布する「保険のしおり」を御確認ください。

※この他、個人で加入できる『キッズガード 園児総合保障制度』もご案内しています。ご利用の場合はお申し出ください。

18 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審予定あり	
自己評価の実施状況	実施予定あり	

19 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし

20 当園におけるその他の留意事項

<登降園について>

- ・登降園は原則として保護者または成人の方が送迎してください
- ・送迎がいつもの方と異なる場合は事前に連絡してください
- ・欠席や遅れての登園の場合は当日の9時までに連絡してください
- ・登降園は原則として徒歩です。やむをえず車をご利用になる場合は、事前に登録をしてください。

<気象に関する警報が出た場合>

暴風警報

- ・午前7時までに解除された場合は開園します。警報解除の時間帯によっては、通常よりも遅い保育受け入れ開始となる場合もあります。
- ・午前7時以降に解除され、気象状況や保育所及び周辺の状態に危険がないと判断した場合は、2時間後より保育の受け入れを開始します。ただし、正午以降に解除された場合は休園となります
- ・登園時間が午前中となった場合は、給食調理が整わないため、お弁当持参あるいは自宅で昼食を済ませてからの登園となります。

大雨・洪水警報

- ・気象状況や保育所及び周辺の状態に判断します。
- ・午前7時までに警報が解除された場合は開園します。ただし、警報解除の時間帯によっては、通常よりも遅い保育受け入れ開始となる場合もあります。
- ・状況によっては給食調理が整わないため、お弁当持参での登園となることもあります。

<地震等予期せぬ災害が起こった場合>

- ・保育中に大きな地震等予期せぬ災害が起こった場合は、状況に応じてすぐのお迎えをお願いいたします。
- ・地震等の規模によっては、保育園及び周辺の状態に休園かどうか判断します。通常よりも遅い保育受け入れ開始となる場合もあります。

<その他>

- ・当園の敷地内はすべて禁煙です
- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費	2号認定を受けたこどもに係る 幼児主食代	月額 2,000 円
副食費	2号認定を受けたこどもに係る 幼児副食代	月額 4,500 円
行事費	コンサート、人形劇、遠足等行事 に係る費用	月額 1,000円
布団乾燥費	月1回の布団乾燥、年1回の布団 丸洗い等に係る費用	月額 350円
アルバム代	卒園アルバムに係る費用 (満5歳児のみ)	月額 1,000円
入園・進級児園用品費	園生活に必要な用品に係る費用 氏名はんこ(新入園児) 名札(全園児) かばん(幼児) カラー帽子(新入園児) 帽子ワッペン(幼児) 粘土・ケース・板(2歳児～) クレヨン6色(0・1歳児) クレヨン12色(2・3歳児) クレパス16色(4・5歳児) はさみ(幼児) のり(2歳児～) 出席帳(幼児) 連絡ノート(全園児) 蓋付バケツ(新入園児・乳児) 絵の具(4・5歳児) 誕生日材料費(0、1、2歳)	400円 130～252円 3,500円 1,035円 300円 1,225円 330円 470円 575円 480円 160円 594円 170円 432円 730円 200円

※この他、実費徴収が必要な事項が発生した場合は、ご説明のうえ徴収します。

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。

2 時間外保育に係る利用者負担

時間外保育事業に係る利用者負担に係る取扱いについては、現在検討中。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
延長保育料	18時から19時まで時間外保育を利用する場合に係る費用	月額 2,900円
保育時間延長代	認定された保育時間を越えて保育を利用した場合に係る費用	15分 100円
保育時間延長代 (保育提供時間外)	19時を越えて保育を利用した場合に係る費用	15分 500円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。